

背景(保育をめぐる近年の状況)

現行の指針は平成20年に告示。その後の以下のような社会情勢の変化を踏まえ、改定について検討。

- ・「量」と「質」の両面から子どもの育ちと子育てを社会全体で支える「子ども・子育て支援新制度」の施行(平成27年4月)
- ・0～2歳児を中心とした保育所利用児童数の増加(1・2歳児保育所等利用率 27.6%(H20)→38.1%(H27))
- ・子育て世帯における子育ての負担や孤立感の高まり、児童虐待相談件数の増加(42,664件(H20)→103,286件(H27))等

1. 保育所保育指針の改定の方向性

(1) 乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実

この時期の保育の重要性、0～2歳児の利用率の上昇等を踏まえ、3歳以上児とは別に項目を設けるなど記載内容を充実。(特に乳児保育については、「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」「健やかに伸び伸びと育つ」という視点から、記載内容を整理・充実。)

(2) 保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ

保育所保育も幼児教育の重要な一翼を担っていること等を踏まえ、卒園時まで育ててほしい姿を意識した保育内容や保育の計画・評価の在り方等について記載内容を充実。主体的な遊びを中心とした教育内容に関して、幼稚園、認定こども園との整合性を引き続き確保。

(3) 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し

子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保等に関して、記載内容を見直し。

(4) 保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性

保護者と連携して「子どもの育ち」を支えるという視点を持って、子どもの育ちを保護者とともに喜び合うことを重視するとともに、保育所が行う地域における子育て支援の役割が重要になっていることから、「保護者に対する支援」の章を「子育て支援」に改め、記載内容を充実。

(5) 職員の資質・専門性の向上

職員の資質・専門性の向上について、保育士のキャリアパスの明確化を見据えた研修機会の充実なども含め、記載内容を充実。

3. 幼保連携型認定こども園の保育に関する事項

(1) **保育の内容** 保育指針との整合性を確保、指針改定の方向性を踏襲。

(2) **多様な在園児への配慮** 一人一人の生活の流れを考えて創意工夫。

(3) **2歳児から3歳児への移行の配慮** 3歳までの育ちを理解・受容し、家庭との連携の下で、発達の連続性に配慮。

2. 改定の方向性を踏まえた構成の見直し

1. の「改定の方向性」を踏まえ、以下のように章構成を見直し。

具体的な章構成(案)

第1章 総則

①保育所保育に関する基本原則 ②養護に関する基本的事項 ③保育の計画及び評価 ④幼児教育を行う施設として共有すべき事項

第2章 保育の内容

①乳児保育に関わるねらい及び内容 ②1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容 ③3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容 ④保育の実施に関して留意すべき事項

第3章 健康及び安全

①子どもの健康支援 ②食育の推進 ③環境及び衛生管理並びに安全管理 ④災害への備え

第4章 子育て支援

①保育所における子育て支援に関する基本的事項 ②保育所を利用している保護者に対する子育て支援 ③地域の保護者等に対する子育て支援

第5章 職員の資質向上

①職員の資質向上に関する基本的事項 ②施設長の責務 ③職員の研修等 ④研修の実施体制等

4. その他の課題

(1) **小規模保育、家庭的保育等への対応** 指針が準用されることを想定し、記載を工夫。

(2) **周知に向けた取組** 指針の趣旨・内容が関係者に理解されるよう、解説書を作成。

(3) **保育の質の向上に向けて** 改定が保育の質向上の契機となり、全ての子どもの健やかな育ちの実現へとつながることが重要。